

一般社団法人ワークロイド・ユーザーズ協会

ワークロイド研究会 会費規程

第1条(目的)

本規程は、ワークロイド研究会に関する会費に関し必要な事項を定める。

第2条(会費)

1. 正会員は、会員種別に応じて下記各号のとおり会費を支払う。
 - (1) 個人会員 入会金 無し 月会費 1,200 円
 - (2) 法人会員 入会金 無し 月会費 参加登録者 3 名まで……月 3,000 円
参加登録者 4 名以上……追加 1 名につき月 1,000 円
2. 名誉会員、名誉顧問及び特別会員については、会費を徴求しない。
3. 事務局担当者(理事は除く)は、会費は免除する。
4. 納入された会費は、原則、返還しない。ただし、ワークロイド研究会の事由によって会費の返還が必要となる場合は、この限りでない。

第3条(会費の納入方法)

1. 会員は、会費を下記のいずれかの方法により納付しなければならない。
 - (1) 月毎に会費を支払う場合
クレジットカード決済又は口座振替
 - (2) 年間の会費を一括支払いする場合
銀行振込
2. クレジットカード決済及び口座振替による月会費支払いは、翌月会費を前払いする。初回の月会費は、日割り計算する。継続課金の決済日は 26 日とする。
3. 銀行振込による年間の会費一括支払いは、原則 4 月から翌年 3 月までの 1 年間の一括納付とする。ただし、初回の納付は、請求日を起算日として年間の納付額を計算する。銀行振込手数料は、会員の負担とする。

第4条(会員資格)

1. 月毎に会費を支払う会員は、初回の月会費の決済がなされた時に会員資格を取得する。
2. 年間の会費を一括支払いする会員は、初回の請求書の請求日に会員資格を取得する。
3. 名誉会員、名誉顧問及び特別会員は、入会手続きを行うことなく会員資格を有するものとする。

第5条(退会)

1. 退会を希望する場合は、退会を希望する月の前月 10 日までに申し出なければならない。
2. 退会にあたって、月会費の日割精算等は行わない。ただし、当会の都合によって退会する場合はこの限りではない。

第6条(滞納)

月会費を1年滞納した場合は、退会処分とする。

第7条(改廃)

本規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。